

平成27年度当初予算における 使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 2件

名 称	主 な 内 容
採石法、砂利採取法に基づく認可申請手数料	<p>県からの事務移譲に伴い、岩石採取計画の認可申請等に係る手数料を新設</p> <p style="margin-left: 40px;">岩石採取計画認可申請手数料 52,000円 砂利採取計画認可申請手数料 37,000円 他</p> <p>[条例施行期日：H27.4.1]</p>
建築関係手数料	<p>関係法令等の改正に伴い、マンション建替えの際の容積率緩和のための特例許可申請等に係る手数料を新設</p> <p style="margin-left: 40px;">容積率特例許可申請手数料 160,000円 他</p> <p>[条例施行期日：H27.4.1、H27.6.1]</p>

■改定 4件

名 称	主 な 内 容																																																							
国民健康保険料	<p>保険給付費の増加に対応するとともに、実質収支比率の改善を図るため、保険料を改定</p> <p style="margin-left: 40px;">平均改定率 4.5%</p> <p>1 保険料率（年額） （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">被保険者均等割</th> <th colspan="2">世帯別平等割</th> <th colspan="2">年間上限額</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>7.72%</td> <td>8.01%</td> <td>23,160</td> <td>24,240</td> <td>32,520</td> <td>33,960</td> <td>670,000</td> <td>690,000</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.52%</td> <td>2.52%</td> <td>10,200</td> <td>10,920</td> <td>7,920</td> <td>8,520</td> <td>140,000</td> <td>160,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>賦課限度額（改定前）81万円 → （改定後）85万円 ※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の総所得 × 所得割（%） イ 被保険者均等割（1人当たり定額） × 被保険者数 ウ 世帯別平等割（1世帯当たり定額）</p> <p>2 一人当たり保険料（年額） （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>83,432</td> <td>87,051</td> <td>3,619</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>31,382</td> <td>33,061</td> <td>1,679</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>114,814</td> <td>120,112</td> <td>5,298</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[告示日：H27.4.1]</p>	区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		年間上限額		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	7.72%	8.01%	23,160	24,240	32,520	33,960	670,000	690,000	介護分	2.52%	2.52%	10,200	10,920	7,920	8,520	140,000	160,000	区分	現行	改定後	改定幅	改定率	医療・支援金分	83,432	87,051	3,619	4.3%	介護分	31,382	33,061	1,679	5.4%	計	114,814	120,112	5,298	
区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		年間上限額																																																	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																																
医療・支援金分	7.72%	8.01%	23,160	24,240	32,520	33,960	670,000	690,000																																																
介護分	2.52%	2.52%	10,200	10,920	7,920	8,520	140,000	160,000																																																
区分	現行	改定後	改定幅	改定率																																																				
医療・支援金分	83,432	87,051	3,619	4.3%																																																				
介護分	31,382	33,061	1,679	5.4%																																																				
計	114,814	120,112	5,298																																																					

名 称	主 な 内 容
食 品 、 飲 料 水 等 の 検 査 手 数 料	<p>県に準拠している食品等の検査手数料について、県に合わせ改定</p> <p>食品等の検査手数料 : 3,080円 → 3,160円 井戸水等の検査手数料 : 9,300円 → 9,560円 プール水の試験手数料 : 7,000円 → 7,200円</p> <p>[規則施行期日 : H27. 4. 1]</p>
介 護 保 険 料	<p>第6期介護保険事業計画(H27-29)策定に伴い、第1号被保険者(65歳以上)の保険料を改定するとともに、法改正に合わせ、低所得者の負担を軽減</p> <p>基準保険料の改定 月 額 4,887円 → 5,150円 (+263円、改定率5.4%)</p> <p>低所得者の負担軽減 対象者 生活保護受給者、世帯全員の所得が80万円以下の者 他 月 額 2,443円 → 2,318円 (△125円、改定率△5.2%)</p> <p>[条例施行期日 : H27. 4. 1]</p>
保 育 料 等	<p>子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育所等の各種利用料金について、国の考えに準じ、現行の負担水準を維持したうえで各規定を整備</p> <p>対象施設 保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業 家庭的保育事業、事業所内保育</p> <p>対象料金 保育料(保育標準時間(11h)・短時間(8h)、教育認定(5h)) 延長利用料、一時預かり利用料</p> <p>[条例等施行期日 : H27. 4. 1]</p>